第3節

海外における日本企業への支援

【総論】

近年、グローバル化が進展する中、海外における日本企業の活動に必要な環境を整えるとともに、国際的に活躍する個人や企業が培ってきた信頼、評価などを基に「日本ブランド」を発信し、広めていくために、官民連携を一層強化する必要性が従来にも増して高まっている。外務省としても、海外市場における日本企業の活動への支援は、日本経済の活性化のために重要であると考え、米国、欧州連合(EU)との間では、日本企業が直面している問題について、規制改革に関する対話・協議を行い、相手

国・地域に対しては具体的な改善を求めている。また、「知的財産立国」を目指す日本として、海外市場における日本企業の知的財産保護を強化するために、在外公館の体制整備や、二国間、多国間の協議・交渉を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を各国に働きかけている。さらに、投資環境を整備し、海外に進出する日本企業や国民の経済的負担を軽減するために、租税条約、投資協定、社会保障協定の締結といった法的、制度的な基盤の整備も進めている。

【各論】

1. 日本企業支援の取組

外務省は、政府間での協議・交渉を通じてビジネス環境を整備することに加え、企業からの個別照会や相談に応じるために、1999年から「日本企業支援窓口」を全在外公館に設けて現地の日本企業からの問い合わせや要望に対応することにより、民間ビジネス活動に対する支援を積極的に展開している。また、企業支援のノウハウを蓄積・活用するため、企業支援の実績についての情報を外務本省と在外公館で共有し、支援の充実を図っている。さらに、2006年

には、企業支援体制の一層の充実を図るため、相談スペースを備えた「日本企業支援センター」をインド、タイ及びチリに設置し、企業からの相談に気軽に応じられる体制を構築した(2008年には新たに2公館に設置予定)。加えて、最近では、在外公館において日本企業と共催のレセプション等を開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んでいる(コラム「在外公館施設の活用~世界一開かれた公邸へ~」(P.202)を参照)。

2. 知的財産権保護

模倣品・海賊版は、世界各国において広 く流通している。これらは、技術革新等を 妨げ、世界の経済成長に悪影響を及ぼすだ けでなく、消費者の健康や安全までも脅か している。日本企業も、海外市場における 潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響 を受けている。

このため、外務省では、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部において2007年5月に改定された「知的財産推進計画」に沿って、様々な機会をとらえて知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策に関する施策に取り組んでいる。例えば、在外公館において知的財産担当官(注1)による支援を行うとともに、中国(注2)、韓国、米国(注3)、EU(注4)との間で個別の知的財産権

保護の強化・協力に関する対話を続けてい る。また、経済連携協定(EPA)について も、シンガポール、マレーシア、チリ、タ イ、フィリピン、インドネシアとの間で知 的財産権に関する規定を含む協定に署名ま たは締結したほか、ベトナム、インド、ス イス、オーストラリアとの交渉においても、 知的財産権に関する規定を盛り込む方向で 交渉を行っている。また、知的財産権の国 際的な保護及び協力を推進するため、日本 が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)(仮称) | 構想の早期実現に向けた 取組を進めるとともに、G8サミット、APEC(注5)、 OECD、WTO(TRIPS理事会(注6))や世界 知的所有権機関(WIPO)等での議論に積 極的に参画している。

3. 規制改革

日本はEUとの間で、ビジネス環境の改善を通じた投資・貿易の促進、経済関係強化を目指し、1994年から「日・EU規制改革対話」を開催し、双方の規制改革及び規制協力に関する提案を交換する等協議を行っている。 EU側への提案に当たっては、在欧州日本企業や関係団体等から広く意見を募っている。 2007年は、人の移動(滞在労働許可問題)、環境(新化学品規制等)、金融サービス(国際会計基準)等に関する要望を行い、具体的な成果を上げた。

米国との間では、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下、在米日本企業から寄せられる意見を踏まえて米国政府に対し要望を行っている。要望事項の中で、2006年2月にバード修正条項(注7)を廃止する法律が米国で成立し、また、同年4月の在札幌米国総領事館に続き、2007年5月より在福岡米国総領事館における査証申請受付が再開されるなど、具体的な成果が出ている。

中国との間では、「日中ハイレベル経済

⁽注1) 模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、2005年3月、全在外公館において知的財産担当官を任命した。 知的財産担当官の任務としては対策の助言や政府への照会・働きかけなどが期待されている。なお、この観点から、関係機関と在外公館の一層の連携を 図るため、2007年6月に韓国で、また11月にはバンコクでASEAN各国とインドの知的財産担当官を対象にした知的財産担当官会議を開催した。

⁽注2) 日中間では、10月の第6回日中経済パートナーシップ協議や、12月の第1回日中ハイレベル経済対話(閣僚級)において、中国における知的財産権執行強化の方策についても協議した。

⁽注3) 日米間では、4月の日米首脳会談において、重要な経済問題に関する二国間及びグローバルな協力として、知的財産権の促進及び保護について協力を強化していくことを確認した。また、日米次官級経済対話及び「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の対話等において、模倣品対策をはじめとする知的財産権保護強化のための両国間の緊密な協力関係を維持していくことを確認し、同イニシアティブについての日米両首脳への第6回報告書では上記協力関係を維持する旨記載された。

⁽注4) 日・EU間では、2月の知的財産権に関する日・EU対話で模倣品・海賊版対策協力等について協議し、6月の日・EU定期首脳協議において今後の協力案件をまとめた「知的財産権の保護及び執行に関する日・EU行動計画」文書を作成した。

⁽注5) APECでは、9月のAPEC閣僚会議において、「特許取得手続きにおける協力イニシアティブ」の立ち上げ、「知的財産権の水際取締に関する革新的技術ベスト・プラクティス・ペーパー」の開発及び「知的財産権に関する能力構築ガイドライン」の作成等を歓迎し、APEC閣僚共同声明及びAPEC首脳宣言において、その旨言及された。

⁽注 6) TRIPS理事会とは、WTO設立協定附属書1Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場である。

⁽注7) ダンピング防止税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、提訴または提訴を支持した国内の生産者等に分配する法。

対話」等の二国間での協議に加え、韓国を 交えた「日中韓ビジネス環境改善協議」に おいても、投資環境の整備を図る上で有意 義と考えられるビジネス環境改善のための 議論を行っている。

4. 租税条約、投資協定、社会保障協定

(1) 租税条約

海外において日本の投資家や投資財産を保護し、より自由に投資活動が展開できる環境を整備することは、日本経済にとってますます重要となっている。租税条約は、二重課税の回避等を目的として以前から各国と締結されてきたが、投資交流を一層促進するという観点から、順次更なる取組を

進めてきている。6月にはパキスタン、8月にはオーストラリアとの間で新租税条約について基本合意した。さらに、オランダ、アラブ首長国連邦、クウェート、ブルネイ、カザフスタンと交渉を行っている。また、12月にはフランスとの租税条約改正議定書が発効した。

(2) 投資協定

日本は投資の更なる自由化を目指し、これまで11か国と投資協定を締結している。中でも韓国、ベトナムとの間では投資の保護に加え、投資の自由化を中核とした先駆的な投資協定を締結している(それぞれ、2003年1月、2004年12月に発効)。2007年6月にはカンボジアとの間で投資協定の署名に至ったほか、サウジアラビア及びラオスとの間で、また、日中韓三国間でも投資協定の交渉中である。また近年、日本が積

極的に進めている各国との経済連携協定においても、投資の保護及び自由化の促進が主目的の一つとされており、投資促進に関する規定が盛り込まれている(注8)。多国間での投資ルールの策定は、WTOドーハ・ラウンドでは交渉が見送られたが、日本は引き続きAPECなどの枠組みにおいて、投資の自由化・円滑化を促進する取組に積極的に参画している。

(3) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担 や掛け捨ての問題を解消することなどを目 的としており、海外に進出する日本企業や 駐在員などの負担を軽減し、ひいては相手 国との人的交流や経済交流を一層促進する 効果が期待される。1月にベルギーとの協 定が発効したのに続いて、6月にはフラン スとの協定が発効したほか、オーストラリアとの協定が国会で承認された。11月にはカナダとの協定の発効に必要な外交上の公文交換を行い、同協定が2008年3月に発効することとなった。また、オランダ、チェコ、スペイン、イタリアともそれぞれ交渉または予備的な意見交換を行っている。

(注8) 日・チリ経済連携協定、日・タイ経済連携協定については、それぞれ9月、11月に発効。日・ブルネイ経済連携協定、日・インドネシア経済連携協定については、6月、8月に署名。インド、オーストラリア、スイスとの間でも経済連携協定交渉をそれぞれ、1月、4月、5月に開始した。



在外公館施設の活用~世界一開かれた公邸へ~

海外における「日本の顔」でもある大使館や総領事館。外務省では近年、これら在外公館の施設、その中でも特に大使や総領事の公邸を、地方自治体の物産展や観光誘致、日本企業の商品展示会や対日投資促進PRの場所として提供するなど、在外公館と地方自治体・日本企業が協力して「世界一開かれた公邸」を目指す多彩な取組を行っています。公邸を利用することによって大使館等が日ごろから交流がある相手国要人の面識を得ることが容易になったり、現地メディアの注目が集まるなどの大きなメリットがあります。

地方自治体との連携

在中国大使館では、新潟市が2007年4月に自治体単独では全国初の北京事務所を開設した際に、新潟市と共催で記念祝賀会を公邸において開催しました。中国の中央政府及び地方政府の関係者を含め、約170名が出席し、篠田昭新潟市長、関根洋祐新潟県副知事、佐藤豊美新潟市議会議長の挨拶等が行われ、盛大な会となりました。

これを皮切りに、2007年1年間では、在中国大使館以外にも、様々な大使館、総領事館の公邸で物産展、食文化、空港・港のトップ・セールス、農産品トップ・セールス、観光誘致、経済セミナー等を12回実施しました。

日本企業支援

在フランス大使館では第47回パリ国際航空ショーの期間中(2007年6月)、国産小型ジェット旅客機を世界に向けてPRするために在フランス大使主催のレセプションを公邸において開催しました。

2年ごとに開催されるパリ国際航空ショーでは、世界中の航空会社や航空機器メーカー、商社から多くの関係者が集まって熾烈な商戦が繰り広げられます。こうした中、同レセプション



在フランス日本国大使公邸で国産小型ジェット旅客機をPR (写真提供:三菱重工業株式会社)

においては、約300人の出席者の前で、研究開発が進む三菱リージョナルジェットの機体模型の展示や西岡喬三菱重工業(株)取締役会長によるプロジェクト説明が行われました。

このような在外公館を活用しての取組は、オールジャパンによる新たな日本ブランド発信のための政府・企業間協力の好例といえるでしょう。こうした取組は、2007年1年間で、知的財産保護セミナー、現地工場操業開始レセプション、日本企業のトップ来訪時のレセプション、日系航空会社の就航祝賀レセプション等7回実施しました。今後も、地方自治体や日本企業等と連携して、大使公邸等を一層活用していただけるよう努力していきます。